



令和4年度

公募要領

創薬ベンチャーエコシステム強化事業/
ベンチャーキャピタルの認定

令和4年3月

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

実用化推進部 研究成果展開推進課

目次

はじめに.....	1
1. 件名.....	1
2. 事業・公募概要	1
3. 応募要件・遵守事項等.....	3
4. 審査方法・スケジュール等	4
5. 応募の手続き等	7
6. 参加資格の制限等	8
7. 支援対象となる創業ベンチャー（参考）	9
8. お問い合わせ先	10

はじめに

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）は、「創薬ベンチャーエコシステム強化事業」（以下「本事業」という。）において、感染症のワクチン・治療薬の開発のための、又は将来的に感染症のワクチン・治療薬開発に転用できる可能性のある、革新的な技術開発を行う創薬ベンチャー（以下「創薬ベンチャー」という。）に対して投資を行うベンチャーキャピタル（以下「VC」という。）の我が国における投資及び支援活動を促進し、またその知見及び支援機能を活用しながら、創薬ベンチャーに対する事業化支援を行う事業を実施します。

今回の公募では、創薬ベンチャーを支援するVCを募集します。本事業への参加を希望するVCは、本公募要領に従いご応募ください。AMEDからの補助金の交付対象となる創薬ベンチャーは別途公募します。

なお、本事業は、政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等に変更又は中止等が生じる場合があります。

1. 件名

「創薬ベンチャーエコシステム強化事業／ベンチャーキャピタルの認定」に係る公募

2. 事業・公募概要

(1) 背景及び事業目的

ワクチンを国内で開発・生産出来る力を持つことは、国民の健康保持への寄与はもとより、外交や安全保障の観点からも極めて重要です。このため、長期継続的に取り組む国家戦略として「ワクチン開発・生産体制強化戦略」が令和3年6月に閣議決定されました。

近年の新薬の大半は創薬ベンチャーが開発したものであり、今般のパンデミックに際していち早くワクチン開発に成功したのも創薬ベンチャーです。新薬の開発には多額の資金を要しますが、我が国の創薬ベンチャーエコシステムでは、欧米等と比較しても、必要な開発資金を円滑に確保しづらいのが現状です。

本事業では、大規模な開発資金の供給源不足を解消するため、創薬に特化したハンズオンによる事業化サポートを行うVCを認定し、その認定したVC（以下「認定VC」という。）による出資を要件として、前臨床、治験第1相、第2相の開発段階にある創薬ベンチャーが実施する実用化開発を支援します。

(参考)

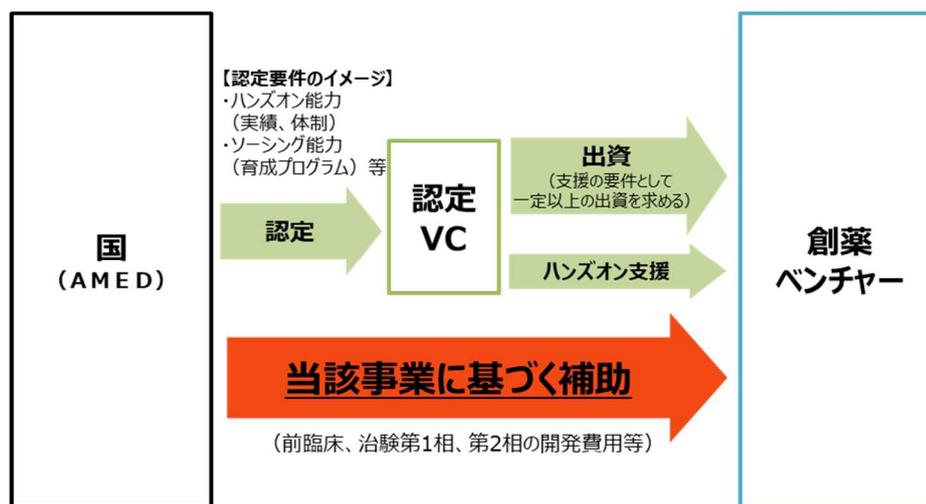
「ワクチン開発・生産体制強化戦略」 （令和3年6月1日 閣議決定）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryousenryaku/r030601vaccine_kaihatu.pdf

(2) 本事業の概要

本事業は、AMED が認定した認定 VC が、補助対象費用の 1 / 3 以上を出資する創薬ベンチャーに補助金を交付する事業です。

本事業では、AMED が認定する VC の公募 (①VC 公募)、認定 VC が出資する創薬ベンチャーの公募 (②ベンチャー公募) の、2 段階の公募を行います。



事業スキーム

(3) 本公募の概要

本公募においては、AMED が、前臨床～治験第 2 相^{※1}の、感染症のワクチン・治療薬の開発のための、又は将来的に感染症のワクチン・治療薬開発に転用できる可能性のある、革新的な技術開発を行う創薬ベンチャーの支援に適した VC を公募し、認定します ((2) ①VC 公募)。

認定された VC は、令和 4 年度創薬ベンチャーエコシステム強化事業第 1 回公募 (令和 4 年 7 月頃公募予定)^{※2} に応募する創薬ベンチャーに出資する認定 VC として本事業に参加することが可能となります。

※1 本事業では、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の治験に限らず、健常人又は患者を対象として安全性の確認や有効性の探索を行う臨床試験も対象となります。

※2 創薬ベンチャーの公募について

認定 VC から一定の出資を受ける創薬ベンチャーは、本事業の創薬ベンチャーの公募 ((2) ②ベンチャー公募) への応募が可能になります。その際認定 VC は、本公募に係る申請書に記載のファンドを用い、また申請書に記載のハンズオンメンバーを指名することを要します。

(4) 認定期間：認定日～令和 5 年度末 (令和 6 年 3 月 31 日)

認定後、年度毎に活動状況 (ソーシング活動や投資活動等) を確認させていただきます。その活動状況の結果により認定を取り消す可能性があります。

また、令和 6 年 3 月 31 日時点で、本事業で補助金交付対象となっているもので研究開発期間中の案件がある場合には、その案件に限り認定 VC として活動を継続することが出来ます。

3. 応募要件・遵守事項等

(1) 認定 VC への応募要件

- 業としてベンチャー企業への投資機能を有し、創薬ベンチャーの事業化支援機能を有する法人（ベンチャーキャピタル、コーポレートベンチャーキャピタル^{※1}）であること。
- 日本国内において、創薬ベンチャーの事業化を支援する拠点を有し、創薬ベンチャーをハンズオン支援できる常駐スタッフを配置していること。
- 親会社、子会社を含め、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、又は反社会的勢力に係る者と関与がないこと。
- 認定契約書^{※2}に定められた事項に同意し、認定を受けたら認定契約書を締結すること。

※1 投資事業を主としない法人の本体勘定から直接出資を行う場合は除きます。

※2 認定を受ける VC は認定契約書を締結していただきます。認定契約書は近日中に公募情報 HP に掲載予定です。

公募情報 HP https://www.amed.go.jp/koubo/19/02/1902B_00003.html

(2) 認定 VC の遵守事項

出資した創薬ベンチャーが本事業に採択された場合は、以下について遵守していただきます。

- 対象技術領域の創薬ベンチャーの発掘・支援や、日本の創薬ベンチャーエコシステムの強化、グローバルな創薬コミュニティとの連携強化につながる取り組みを積極的に促進すること。
- 採択された創薬ベンチャーと良好な関係を築き、提出した支援計画書に沿ったハンズオンによる支援を行い、採択された創薬ベンチャーの価値が最大化されるような形でその事業化を促進すること。
- 本事業の補助金交付期間中の創薬ベンチャーの資金繰り及び資本政策を健全に（資金不足による事業への影響が出ないように）保ち、研究開発計画書に沿った医薬品開発の進展及び採択された創薬ベンチャーの事業拡大を目指すこと。
- 次にファンドを組成する際の調達額を増額するよう努めること。
- 採択された創薬ベンチャーから、ハンズオンによる支援及びその他の支援に係る指導料、手数料その他の料金を徴収しないこと。
- 本事業を利用し、採択された創薬ベンチャーの今後の事業展開を不当に制限するような契約を締結しないこと[※]。
- 投資先の創薬ベンチャーの事業計画等、業務上知り得た情報の適切な保護を図ること。
- ハンズオン支援の進捗を定期的（及びAMEDからの求めに応じ）にAMEDに報告すること。
- AMEDからのアンケート、及び企業情報・活動状況等のAMEDのHPへの掲載等、情報公開に協力すること（公表時には、掲載内容について、事前に確認いただきます）。
- その他、認定契約書で定める事項。

※「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」（平成30年3月経済産業省）参照

<https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180402006/20180402006-1.pdf>

(3) AMED への納付義務

補助金交付対象の創薬ベンチャーに出資する認定 VC が、本事業の補助金の交付決定を受けてから 1 年以内^{※1}に株式を売却した場合^{※2}、売却額の最大 2 / 3^{※3}を AMED に納付しなければなりません。

- ※1 採択又はステージゲート通過後、新たに AMED から交付決定を受けた場合にその日から 1 年以内
- ※2 製薬企業（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に基づく医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業、又は業として医薬品開発若しくは再生医療等製品開発を行う研究開発型の事業者）に株式を売却する場合は対象外
- ※3 納付額 = 売却額 × {本事業による補助額 / (本事業による補助額 + 全認定 VC 出資額)}

(4) 認定 VC の認定の取り消し

以下の場合、認定を取り消すことがあります。

- ① 上記（1）の応募要件に合致しなくなった場合
- ② 上記（2）の遵守事項を遵守していないと認められた場合
- ③ 採択された創薬ベンチャーにリード VC として出資する認定 VC であって、上記（3）に定める納付義務を課された場合
- ④ 提案書類に虚偽があると判明した場合
- ⑤ 一定期間、実質的に本事業を活用していない場合
- ⑥ AMED が認定を継続することが著しく適切ではないと認めた場合
- ⑦ その他、認定契約書で定める事項に該当する場合

4. 審査方法・スケジュール等

(1) 審査の方法について

本事業における VC の認定にあたっては、外部の有識者等の中から AMED 理事長が指名する評価委員を評価者とする事前評価（審査）を実施します。評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMED はこれをもとに認定 VC を決定します。

- (A) 審査は、AMED に設置した評価委員会において、非公開で行います。審査の経過、審査に関するお問い合わせには応じられないので、あらかじめご了承ください。
- (B) 評価委員会は、提出された提案書類の内容について書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、審議により評価を行います。なお、審査の過程で資料等の追加提出を求める場合があります。
- (C) 審査終了後、AMED は申請者に対して、審査結果を通知します。
- (D) 評価委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。
- (E) 認定 VC の法人名称は、後日、AMED の HP 等で公開します。また、評価委員の氏名についても、認定結果の公表後に所属・氏名を AMED の HP 等で公開します。

(F) 公正で透明な評価を行う観点から、評価委員の利益相反マネジメントを行います。評価委員が以下に該当する場合は、利益相反マネジメントの対象として AMED に対し申告を求め、原則として当該課題の評価に携わらないものとします。

- ① 被評価者が家族であるとき
- ② 被評価者が大学、国立研究開発法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業に所属している者であるとき
- ③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去 3 年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
- ④ 被評価者が博士論文の指導を行い、又は受ける等緊密な師弟関係にある者であるとき
- ⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去 3 年度以内に、いずれかの年度において 100 万円を超える経済的利益を受けているとき
- ⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき
- ⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき

(G) 応募しようとする者、応募した者は、AMED 役職員、PS、PO、評価委員に対し、評価及び採択についての働きかけを行わないでください。

(2) 評価項目

- 事業目的との適合性
 - 法人の概要、VC としての重点領域、出資実績、投資指標など
- 資金調達への対応力
 - 本事業において活用する予定のファンドの概要、投資余力、今後のファンド設立計画など
- ソーシング能力
 - 創薬分野でのソーシング活動の内容・実績（育成プログラム、シード期・アーリー期の資金支援、客員起業制度、ウェットラボ・貸しオフィス等）、投資検討状況など
- ハンズオン能力
 - ハンズオン活動の内容・実績（経営支援、人材支援、製薬企業等の販路紹介、海外協業先紹介等）、ハンズオンメンバーの経験・実績など

上記項目の審査に当たり、以下の点については必須要件とします。

- ① 直近 5 年間で VC としての全投資金額のうち、1 / 3 以上を創薬分野に投資していること
- ② リード VC として、投資先の創薬ベンチャーが行う治験を支援した実績があること
- ③ リード VC として、投資先の創薬ベンチャーに取締役を派遣すること、その他、本事業の目的に則したベンチャーの成長に資する優れたハンズオン支援を行っていること
- ④ 投資の意思決定を行うメンバー^{※1}の担当案件数が、各 5 件以下^{※2}であること
- ⑤ 投資の意思決定を行うメンバー^{※1}に、製薬企業等において医薬品開発を行った経験（薬事・BD(事業計画)・開発企画等）を有する人材、又は医薬品開発を進める上で重要な経験（PMDA、FDA 等の機関における審査等）を有する人材がいること
- ⑥ 投資の意思決定を行うメンバー^{※1}に、グローバルでの医薬品開発に携わった経験（グローバルでの治験を行った経験、グローバルでの治験をハンズオン支援した経験等）を有する人材がいること

なお、新規に設立する VC であって、所属する個人の過去の実績及び VC 設立に係る事業計画に鑑

みて、上記①～⑥に相当すると認められる場合には、認定の対象といたします。

※1 ジェネラル・パートナー、パートナー等

※2 投資後一定期間が経過し、順調に事業が進行しているなど、ハンズオン支援の必要性が低くなっている案件は除く。

(3) 認定結果の公表及び通知について

- 認定 VC の法人名称は、後日、AMED の HP 等で公開します。また、審査結果については、別途申請者へ書面で通知します。
- 認定に当たっては、諸般の条件を付す場合があります。
- 評価委員は、審査結果の公表後に所属・氏名を AMED の HP 等で公開します。

(4) スケジュール

本公募における提案書類の受付期間・選考スケジュールは、公募開始時点で以下のとおり予定しています。

提案書類の受付期間・選考スケジュール（なお、注1～注6に留意してください。）	
提案書類受付期間	令和4年3月17日（木）～令和4年4月19日（火）【正午】（厳守） ※申請の意思表示締め切り : 4月12日（火）【正午】（厳守） ※提案書類アップロード締め切り : 4月19日（火）【正午】（厳守）
書面審査	令和4年4月下旬～5月中旬（予定）
ヒアリング審査	令和4年5月下旬～6月中旬（予定）
審査結果通知	令和4年6月下旬（予定）

(注1) 全ての提案書類について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので注意してください。

(注2) 提案書類に不備がある場合は、不受理となる場合があります。

(注3) 提案書類受付期間終了後、申請者に対して、AMED が電子メールや電話等事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法で速やかに回答してください（回答が得られない場合は当該申請が審査対象から除外されることがあります）。

(注4) ヒアリング審査は Web 等による実施の場合があります。日程は決まり次第公募情報 HP にて公開いたします。

(注5) ヒアリング審査を実施する対象 VC の申請者に対しては、原則としてヒアリング審査の1週間前までに電子メールにてご連絡します。ヒアリング審査の対象外の場合や、ヒアリング審査自体が実施されない場合には連絡しませんので、審査結果の通知までお待ちください。

(注6) ヒアリング審査の対象か否かに関する個別回答はしかねます。

5. 応募の手続き等

本公募要領に従って提案書類を作成し、提出期限までに以下記載の提出方法に基づき申請してください。認定契約書及び公募説明資料、Q&A を近日中に公募情報 HP（下記（2）参照）に掲載予定です。提案書類作成前に必ずご確認ください。

（1） 提出期限

1. 申請の意思表示締め切り : 4月12日（火）【正午】（厳守）

2. 提案書類アップロード締め切り : 4月19日（火）【正午】（厳守）

※ 直接の持参、FAX による提出、期日までに申請の意思表示がない提出は受け付けません。

※ 認定契約書公開後に提案書類の受付を開始します。

（2） 申請書の入手方法

申請書の様式は、以下の公募情報 HP からダウンロードしてください。

https://www.amed.go.jp/koubo/19/02/1902B_00003.html

（3） 応募に必要な提案書類

No.	必須/任意	必要な提案書類	入手方法
1	必須	申請書（Word）	公募情報 HP からダウンロード
2	必須	申請書別添（Excel）	公募情報 HP からダウンロード
3	必須	定款	
4	必須	ファンドの目論見書、又は投資の概要説明書等に関する資料	
5	任意	その他既存資料	

※ 申請書（Word）冒頭の「申請書作成にあたって」を必ずご確認ください。

（4） 提出方法

- 申請の意思表示として、v-eco"AT"amed.go.jp ("AT"の部分を変えてください) 宛てに、①法人名、②連絡先担当者氏名、③連絡先電話番号、④連絡先電子メールアドレスをお送りください。件名は「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」としてください。（締め切り：4月12日（火）正午）
- 追って提案書類提出用の URL と共に、アップロードテストのご案内をお送り致します。アップロードテスト後に、期限までに提案書類をアップロードしてください。（締め切り：4月19日（火）正午）
- 余裕を持った意思表示とアップロードをお願いします。**
- 提案書類はワードファイル「申請書」冒頭の「申請書作成にあたって」の「Ⅲ.アップロードするファイルに係るチェックリスト」に記載の zip ファイルです（30MB 以内）。
- ファイルにパスワードを設定しないでください。

- ファイル名は「VC22」と「_（アンダーバー）」と「(株)を除く法人名（略称可）」としてください。
例：VC22_AMED.zip
- やむを得ない理由等で再提出する場合は、zip ファイル名の後ろに提出回数を意味する数字（2 回目：2）を付け、再度全資料を提出してください。
例：VC22_AMED2.zip
- 提案書類アップロード締め切り後、提出された提案書類を受理した際に、1 週間程度を目安に連絡先担当者宛に電子メールで連絡いたします。

(5) 提案書類の受理及び申請書等に不備があった場合

- 提出された提案書類は返却しません。
- 期限内にアップロードを完了又は AMED が申請を受理できなかった場合は不受理といたします。
- 応募要件を有しない者の提案書類又は不備がある提案書類は受理できません。
- 提案書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきます。

(6) 秘密の保持

申請書を含む提案書類は本事業の VC 等の審査のためにのみ用い、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報等は、法令等に基づく場合の提供を除き、VC 等の審査に利用しますが、特定の個人・法人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。提供いただいた情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

(7) 申請書の記入言語

申請書は日本語で記載してください。

6. 参加資格の制限等

(1) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた VC に対する制限

本事業以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である競争的研究費制度（令和 3 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 2 年度以前に終了した制度においても対象となります。）において、不正行為等が認められ申請及び参加資格の制限が行われた VC については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。認定後に、本事業への申請又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の認定を取り消すこと等があります。

(2) 他の競争的研究費制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

他の競争的研究費制度で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該 VC は、当該不正事案が本調査に入ったことを、AMED に報告する義務があります。当該報告を受けて、AMED は、認定 VC の取り消しをする場合があります。

7. 支援対象となる創業ベンチャー（参考）

※以下は現段階での予定です。後日実施される創業ベンチャー公募の公募要領をご確認ください。

(1) 本事業では、感染症のワクチン・治療薬の開発のための、又は将来的に感染症のワクチン・治療薬開発に転用できる可能性のある、革新的な技術開発を行うものを支援対象とします。

(2) 創業ベンチャーの応募要件は以下のとおりです。

- 公募開始日において設立日から20年以内の未上場のベンチャー企業であること。
- 日本に登録されている民間企業であって、医薬品開発や事業活動のための拠点を日本国内に有すること（AMEDの確認を得て技術開発を海外で実施することは可能）。
- 新たな医薬品の創出に向けて、医薬品の実用化開発（前臨床～治験第2相）を行うものであること。
- 当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有し、研究開発の成果を実施するための具体的な計画を有すること。
- 創業ベンチャーの公募〆切日の1年前から事業開始までの間に、認定 VC（リードを必ず含むこと）から補助対象費用の1/3以上の金額の出資を受けることが決定していること。
- 補助対象事業を的確に遂行するために必要な資金の調達が見込めること。
- 補助対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
- 中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人^{※1}であって、かつ、みなし大企業^{※2}に該当しないこと。
- 本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
- 反社会的勢力に該当しないこと、又は反社会的勢力に係る者と関与がないこと。
- 破産、再生手続開始、特別精算又は会社更生手続開始の申立てを受けていない、かつ、していないこと。

※1 中小企業者として本事業の対象となる基準

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出 資の総額)	従業員基準 (常時使用する従 業員の数)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下

小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

* 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

* 中小企業は、表 1-1 の「資本金基準」又は「従業員基準」を満たすこと。

※2 みなし大企業の定義

- 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人。
- 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人。
- 大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人。

直接的、間接的に所有されているかどうかを問わず、条件に合致する場合には「みなし大企業」に該当するものとする。

(3) 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等について

#	分野等、公募研究開発課題	研究開発費の規模 (補助対象経費)	事業期間	新規採択課題 予定数
1	感染症のワクチン・治療薬の開発のための、又は将来的に感染症のワクチン・治療薬開発に転用できる可能性のある、革新的な技術開発（前臨床～治験第2相対象）	1課題当たり総額100億円程度（上限を超える提案も可能）	最長令和14年3月まで (課題毎に設定)	0～10課題程度

8. お問い合わせ先

本公募要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先にお問い合わせください^{※1}。また、情報の更新がある場合はAMEDウェブサイトの公募情報^{※2}に掲載しますので、併せて参照してください。

公募説明資料及びQ&Aを近日中に公募情報HP^{※2}に掲載予定です。お問い合わせの前に必ずご確認ください。

※1 お問い合わせは電子メールでお願いします（以下アドレス"AT"の部分を変えてください）。お電話でのお問合せはお受けしていません。

※2 https://www.amed.go.jp/koubo/19/02/1902B_00003.html

※3 お問い合わせのみでは申請の意思表示とはなりませんのでご注意ください。

照会内容	連絡先
公募、評価、提案書類の記載方法等	<p>AMED 実用化推進部 研究成果展開推進課 E-mail: v-eco"AT"amed.go.jp</p> <p>※電子メールの件名は「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）に係る問い合わせ」とし、本文内に回答先(法人名、担当者のお名前・電話番号・電子メールアドレス)を明記してください。</p>
不正行為・不正使用・不正受給	<p>AMED 研究公正・業務推進部 研究公正・法務課 E-mail: kouseisoudan"AT"amed.go.jp</p>
利益相反管理	<p>AMED 研究公正・業務推進部 研究公正・法務課 E-mail: kenkyuukousei"AT"amed.go.jp</p>



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

実用化推進部 研究成果展開推進課

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル 23F

令和4年3月